

財産処分手続の概要（1）

地方公共団体の場合

- 国庫補助により取得した財産を処分（転用、譲渡や取壊しなど）する場合は、あらかじめ関東信越厚生局長の**承認を受ける必要**※があります。※処分制限期間を経過した財産を除く。

1. 報告手続により、承認があったものとして取り扱う財産処分。国庫納付も不要

- 国庫補助事業開始後10年を経過していて、国庫補助対象事業に係る当該地域における社会資源が充足していると判断可能な財産処分 ※有償譲渡・有償貸付を除く
- 災害等により使用できなくなった施設等または立地上危険な状態等にある施設等の取壊し など

2. 承認申請手続により、承認を受ける必要がある財産処分

■ 上記1.以外の財産処分

- ■ 有償譲渡・有償貸付の場合や財産処分承認基準に規定する要件※を満たさない場合

※例）老朽化により代替施設を整備する場合の取壊し

- ■ 承認の際に、国庫納付が条件となる場合がある。

国庫納付額

- (1) 有償譲渡・有償貸付の場合で一定の条件を満たす場合

$$\text{譲渡・貸付額} \times (\text{国庫補助額} / \text{総事業費}) = \text{国庫納付額}^{\ast 1}$$

※1 (2) が上限額

- (2) 上記(1)以外

$$\text{国庫補助額} \times (\text{残存年数}^{\ast 2} \text{または貸付年数} / \text{処分制限期間}) = \text{国庫納付額}$$

※2 処分制限期間 - 経過年数（事業を実施した年数）

- 承認後、財産処分が完了した際は、完了報告の提出も必要

※詳細は、別掲の「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」等をご参照ください。

財産処分手続の概要（2）

地方公共団体以外の場合

- 国庫補助により取得した財産を処分（転用、譲渡や取壊しなど）する場合は、あらかじめ補助を交付した都県知事または市区町村長の**承認を受ける必要**^{*}があります。
※処分制限期間を経過した財産を除く。承認する都県知事または市区町村長は関東信越厚生局長の承認を受ける必要がある。

1. 報告手続により、承認があったものとして取り扱う財産処分。国庫納付も不要

- 災害等により使用できなくなった施設等または立地上危険な状態等にある施設等の取壊し

2. 承認申請手続により、承認を受ける必要がある財産処分

■ 上記1.以外の財産処分

- ■ 有償譲渡・有償貸付の場合や財産処分承認基準に規定する要件^{*}を満たさない場合
※例）老朽化により代替施設を整備する場合の取壊し

- ■ 承認の際に、再処分の条件が付されたり、また国庫納付が条件となる場合がある。

国庫納付額

（1）有償譲渡・有償貸付の場合で一定の条件を満たす場合

$$\text{譲渡・貸付額}^{\ast 1} \times (\text{国庫補助額} / \text{総事業費}) = \text{国庫納付額}^{\ast 2}$$

※1 譲渡・貸付額が評価額に比して著しく低価な場合には評価額で算出する。

※2 （2）が上限額

（2）上記（1）以外

$$\text{国庫補助額} \times (\text{残存年数}^{\ast 3} \text{または貸付年数} / \text{処分制限期間}) = \text{国庫納付額}$$

※3 処分制限期間 - 経過年数（事業を実施した年数）

- 承認後、財産処分が完了した際は、完了報告の提出も必要

※詳細は、別掲の「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」等をご参照ください。

財産処分手続の流れ

○ 財産処分手続の流れ

1. 報告手続

→ 右図①②

2. 承認申請手続

2._1 国庫納付無し

→ 右図①～⑦

2._2 国庫納付有り

→ 右図①～⑨

※ 抵当権の設定について
 抵当権設定の財産処分は、抵当権設定時に
 右図①～⑦、抵当権を実行に移された場合
 は別途報告のうえ⑧⑨が必要となる。

